

六郷ライスセンター建設工事

要求水準書

平成 26 年 3 月 4 日

仙 台 市

目次

I. 総則	1
I. 1. 要求水準書の位置づけ	1
I. 2. 本建設工事の目的	1
I. 3. 本建設工事の概要	1
I. 3. (1) 設計業務等	1
I. 3. (2) 建設工事	2
I. 3. (3) 工事監理業務	2
I. 4. 本建設工事实施の基本方針	2
II. 設計・施設の条件	3
II. 1. 施設条件	3
II. 1. (1) 敷地条件	3
II. 1. (2) 施設整備前提条件	3
II. 1. (3) 施設設計条件	4
II. 2. 計画面積等の概要	5
II. 3. 適用基準等	5
III. 施設整備に関わる要求水準	8
III. 1. 要求性能	8
III. 2. 個別要求水準	8
III. 2. (1) 配置計画	8
III. 2. (2) 造成・外構工事	8
III. 2. (3) 機械製造請負工事	9
III. 2. (4) 建築工事	14
III. 3. 個別要求水準（電気設備・機械設備）	16
III. 3. (1) 電気設備	16

Ⅲ. 3. (2) 機械設備 (共通事項)	17
Ⅲ. 3. (3) 機械設備	17
Ⅳ. 本建設工事の実施	19
Ⅳ. 1. 業務等の内容	19
Ⅳ. 2. 業務等の進め方	20
Ⅳ. 2. (1) 共通事項	20
Ⅳ. 2. (2) 設計業務等	20
Ⅳ. 2. (3) 工事監理業務	22
Ⅳ. 2. (4) 建設工事	23
Ⅳ. 3. 工事に関する事項等	26
Ⅳ. 3. (1) 施工時間について	26
Ⅳ. 3. (2) 発生材の再資源化等	26
Ⅳ. 3. (3) 施工中の安全確保及び環境保全について	26
Ⅳ. 3. (4) 安全対策等について	27
Ⅳ. 3. (5) 災害時の安全確保について	27
Ⅳ. 3. (6) 技能士について	28
Ⅳ. 3. (7) セメント及びセメント系固化材を使用した改良土について	28
Ⅳ. 3. (8) 材料の品質等について	29
Ⅳ. 3. (9) ホルムアルデヒド等の VOC 対策について	30
Ⅳ. 3. (10) 公共事業労務費調査に対する協力について	30
Ⅳ. 3. (11) 工事実績情報の登録	30
Ⅳ. 3. (12) 「建設工事事故データベース」への登録	30
Ⅳ. 3. (13) 施工体制台帳に係る書類について	30
Ⅳ. 3. (14) 施工体制の点検	31
Ⅳ. 3. (15) 労働福祉の改善等について	31
Ⅳ. 3. (16) 建設業退職金共済制度について	31
Ⅳ. 3. (17) ダンプトラック等による過積載等の防止について	32
Ⅳ. 3. (18) 低騒音型・低振動型建設機械の使用について	32
Ⅳ. 3. (19) 排出ガス対策型建設機械の使用について	32
Ⅳ. 3. (20) 環境物品等の調達の推進について	33
Ⅳ. 3. (21) その他	34

別添・別紙リスト

別紙－1 地質調査報告書

別紙－2 参考図

別紙－3 工事実施箇所図

別紙－4 現況平面図

別添 「設計業務委託共通仕様書」

「建築・機械工事監理業務委託共通仕様書」

「設計図書作成基準」

I. 総則

I. 1. 要求水準書の位置づけ

穀類乾燥調製施設（以下、「六郷ライスセンター」という。）建設工事要求水準書（以下「要求水準書」という。）は、仙台市（以下「本市」という。）が実施する被災地域農業復興総合支援事業における六郷ライスセンター建設工事（以下「本建設工事」という。）を実施する者として選定された者（以下「事業者」という。）が遵守しなければならない、本建設工事に係る要求性能の水準等を取りまとめたものである。

I. 2. 本建設工事の目的

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により、仙台東部地域の農地は、海水流入、農業用機械・施設の流失、損壊など、甚大な被害を生じ、営農の継続が困難になっていた。

平成 24 年度は約 500ha、平成 25 年度は約 900ha の農地で営農を再開し、平成 26 年度には約 400ha の農地が作付可能となり、営農再開する予定である。

平成 24 年度・平成 25 年度営農再開した農地で生産された穀類乾燥は、既存の仙台農業協同組合所有のカントリーエレベータの活用や、東日本大震災農業生産対策交付金で整備した乾燥調製施設で対応した。

しかし、平成 26 年度営農再開予定の農地から生産される穀類乾燥は、農業用機械・施設は壊滅状態で、仙台農業協同組合が所有のカントリーエレベータ等の処理能力が不足するため、新たな乾燥調製施設の整備が緊急の課題となっていた。

このため、被災地域農業復興総合支援事業を活用し、営農再開に必要な穀類乾燥調製施設を本市が整備・貸与することにより、営農再開を支援していく方針を定めた。

整備に当たっては、本市が直接整備を行い、仙台農業協同組合に貸与を行うものである。

本建設工事は、被災地域農業復興総合支援事業における六郷ライスセンターを建設することを目的としている。

I. 3. 本建設工事の概要

事業者が実施する本建設工事は、設計等業務、造成・外構工事、機械製造請負工事、建築工事及び工事監理業務から構成され、その概要は以下のとおりである。

I. 3. (1) 設計等業務

事業者は、要求水準書の規定及び「設計業務委託共通仕様書」に基づき、次に示す設計等業務を行うものとする。

1) 事前調査

本建設工事の必要となる地盤支持力調査は、提案内容にあわせ必要な時期に適切に実

施すること。

(地質調査報告書を別紙に示す。)

2) 実施設計及びその関連業務

事業者は、以下の工事のための実施設計を行う。

工事種別	工事内容
1. 機械製造請負工事	機械製造工事、電気設備工事、機械設備工事
2. 建築工事	建築工事、累積混合乾燥機（丸ビン）基礎工事、屋外電気設備工事、屋外機械設備工事、屋外雨水排水工事、造成・外構工事

3) 各種申請書類作成等の支援

事業者は、本市が行う各種許認可申請（確認申請・計画通知）において必要となる図面の作成などを行う。

I. 3. (2) 建設工事

事業者は、要求水準書のうち建設工事に関わる規定及びI. 3. (1) で作成した設計図書に基づき、以下の本建設工事を施工するほか、建設工事に伴って事業者が行う必要がある行政手続き、工事の周知・近隣対応等を行うこと。

工事種別	工事内容
1. 機械製造請負工事	機械製造工事、電気設備工事、機械設備工事
2. 建築工事	建築工事、累積混合乾燥機（丸ビン）基礎工事、屋外電気設備工事、屋外機械設備工事、屋外雨水排水工事、造成・外構工事

I. 3. (3) 工事監理業務

事業者は、I. 3. (1) で作成した設計図書（実施設計）及び「建設工事監理業務委託共通仕様書」に基づき、工事監理業務を行うとともに、本市への完成確認報告を行うこと。

I. 4. 本建設工事实施の基本方針

本建設工事を実施するに当たっての基本方針は、次のとおりとする。なお、本建設工事の具体的な要求水準は「Ⅲ. 施設整備に関わる要求水準」による。

また、周辺の良い住環境を保全することに努める。また、本建設工事の整備により生じる騒音、振動などについて、周辺地域への影響に十分に配慮するものとする。

Ⅱ. 設計・施設の条件

Ⅱ. 1. 施設条件

Ⅱ. 1. (1) 敷地条件

本建設工事に供する敷地の条件は、以下のとおりであるが、敷地に関する規制内容やインフラ整備状況は、各管理者に適宜確認を行う。

項目	内容
敷地所在地	若林区井土字北浦 109 外 5 筆
敷地面積	2,670 m ²
その他都市計画	市街化調整区域
接道状況	二郷堀井土浜線（若林 772 号） 荒浜藤塚線（七郷 779 号）
電気	市道二郷堀井土浜線（若林 772 号）（敷地の西側）沿いに敷設された架空配電線より 6kV 線にて引き込む。
上水道	市道二郷堀井土浜線（若林 772 号）及び、荒浜藤塚線（七郷 779 号）に水道本管が敷設されている。
下水道	污水管は市道二郷堀井土浜線（若林 772 号）及び、荒浜藤塚線（七郷 779 号）に敷設されている。

Ⅱ. 1. (2) 施設整備前提条件

項目	内容
対象作物及び対象面積	水稲 120ha
対象作物品種	ひとめぼれ まなむすめ つや姫
平均単収	玄米 507.0 kg/10a 乾粳 633.8 kg/10a 生粳 713.0 kg/10a
総処理量	玄米 608.4t 乾粳 760.5t 生粳 855.6t
荷受水分	24.0%
仕上水分	14.5%
水分係数	0.8889
粳摺歩留り	0.8

項目	内容
荷受日数・期間	全荷受期間 25 日間 晴天率 75.0% 実荷受期間 19 日間 荷受変動率 1.25
日平均荷受量	45.0t/日
最大荷受量	56.3t/日
荷受時間	6 時間
糶摺時間	8 時間
処理方式	プール処理

II. 1. (3) 施設設計条件

項目	内容
荷受設備	15 t / h
乾燥設備	累積混合乾燥機 (丸ビン) 150 t / 基 × 2 基 遠赤外線乾燥機 8 t / 基 × 4 基 放冷タンク 8 t / 基 × 4 基 オイルタンク 490 リットル × 2 基
糶摺出荷設備	糶摺機 3.2 t / h (10 インチ) × 1 基 石抜機 3.2 t / h × 1 基 粒選別機 3.2 t / h × 1 基 色彩選別機 3.2 t / h × 1 基 個袋フレコン兼用計量機 1 基 未熟粒計量機 (1 t フレコン計量) 1 基
自主検査設備	テストドライヤ 1 基 自主検査装置 1 基 生糶脱ぶ装置 1 基 水分計 1 基 事務処理コンピュータ 1 基
集塵設備	集塵回路 1 式 集塵ファン 2 基 集塵装置 1 式 糶殻庫 1 基 掃除機 1 基
電気設備	主操作盤 1 面 送風機操作盤 1 面 現場盤 1 式 キュービクル 1 基

Ⅱ. 2. 計画面積等の概要

本建設工事において整備する乾燥調製施設の計画面積等の概要は、表Ⅱ-2-1 のとおりとする。なお、面積の算出方法は、「建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）」による。

表Ⅱ-2-1 計画条件表

新築工事延床面積 約 633 m ² 1 棟									
作業室	穀殻 取出室	除塵室	操作室	湯沸室	トイレ	自主 検査室	送風機 室	1階 床面積	2階 床面積
約 381 m ²	約 57 m ²	約 33 m ²	約 39 m ²	約 5 m ²	約 6 m ²	約 16 m ²	約 40 m ²	約 577 m ²	約 56 m ²
累積混合乾燥機（丸ビン）容量 150 t 2 基									

Ⅱ. 3. 適用基準等

本工事の実施に当たっては、下記の法令等に準拠する「(1)【法令・条例等】に例示。」ほか、(2)【要綱、各種基準】の最新版を標準仕様として適用する。ただし、本市との協議により、提案内容がこれらの基準等と同等以上と認められた場合は、この限りではない。

(1) 【法令・条例等】

- 1) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- 2) 都市計画法（昭和 26 年法律第 193 号）
- 3) 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- 4) 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）
- 5) 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）
- 6) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
- 7) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
- 8) 宮城県建築基準条例（昭和 35 年県条例第 24 号）
- 9) 仙台中高層建築物等の建築に係る紛争の防止と調整に関する条例（平成 15 年条例第 62 号）
- 10) 仙台市火災予防条例（昭和 48 年条例第 4 号）

(2) 【要綱、各種基準】

- 1) 建築設計基準及び同解説 平成 18 年版
（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課 監修）
- 2) 建築設備計画基準 平成 21 年版
（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課 監修）
- 3) 建築設備設計基準 平成 21 年版

- (国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課 監修)
- 4) 建築工事標準詳細図 平成 22 年版
(国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課 監修)
- 5) 建築設備設計計算書作成の手引き 平成 21 年版
(国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課 監修)
- 6) 公共建築木造工事標準仕様書 平成 25 年版
(国土交通省大臣官房官庁営繕部 監修)
- 7) 公共建築工事標準仕様書 (建築工事編) (電気設備工事編) (機械設備工事編) 平成 22 年版
(国土交通省大臣官房官庁営繕部 監修)
- 8) 公共建築設備工事標準図 (建築工事編) (電気設備工事編) (機械設備工事編) 平成 22 年版
(国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課 監修)
- 9) 建築構造設計基準及び同解説 平成 16 年版
(国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課 監修)
- 10) 建築設備耐震設計・施工指針 2005 年版
(国土交通省国土技術政策研究所、独立行政法人建築研究所 監修)
- 11) 構内舗装・排水設計基準 平成 13 年版 改訂版
(国土交通省大臣官房官庁営繕部 監修)
- 12) 公共建築工事積算基準 平成 21 年版
(国土交通省大臣官房官庁営繕部 監修)
- 13) 公共建築工事内訳書標準書式 平成 15 年版
(国土交通省大臣官房官庁営繕部 監修)
- 14) 建築工事監理指針 平成 22 年版
(国土交通省大臣官房官庁営繕部 監修)
- 15) 電気設備工事監理指針 平成 22 年版
(国土交通省大臣官房官庁営繕部 監修)
- 16) 機械設備工事監理指針 平成 22 年版
(国土交通省大臣官房官庁営繕部 監修)
- 17) 建築工事安全施工技術指針・同解説 平成 19 年版
(国土交通省大臣官房官庁営繕部、建築課営繕技術管理室 監修)
- 18) 建築工事公衆災害防止対策要綱 建築工事編 1993 年
(建設省建設経済局建設業課・住宅局建築指導課 監修)
- 19) 建築副産物適正処理推進要綱の解説 2002 年 建築副産物リサイクル広報推進会議編
- 20) 建設産業における生産システム合理化指針の解説 1992 年
(建設省建設経済局 監修)
- 21) セメント及びセメント系固化材を使用した改良土六価クロム溶出試験実施要領 (案)
平成 12 年 (建設省技調発 第 49 号、建設省営建発 第 10 号)

- 22) 低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程
(最終改正 平成 13 年 国土交通省告示 第 487 号)
- 23) 建設機械に関する技術指針
(最終改正 平成 10 年 建設省経機発 第 37 号)
- 24) 排出ガス対策型建設機械指定要領
(平成 3 年 建設省大臣官房技術審議官 通達)
- 25) 仙台市営繕工事標準仕様書 (建築工事編) (電気設備工事編) (機械設備工事編)
(平成 22 年 5 月以降)
- 26) 仙台市グリーン購入推進に関する要綱
- 27) 仙台市発注工事における建設副産物適正処理推進要綱
- 28) 建築工事における建設副産物管理マニュアル (仙台市)
- 29) 建築設計業務委託共通仕様書 (仙台市)
- 30) 設計図書作成基準 (仙台市)
- 35) 建設副産物適正処理推進に関する設計積算要綱 (仙台市)
- 36) 市有施設の新築・改築時におけるシックハウス対策マニュアル 平成 19 年改訂
(仙台市)
- 37) 仙台市発注工事における建設副産物リサイクルガイドライン (仙台市)
- 38) 農林水産省 農蚕園芸局長通知 改正平成 17 年 5 月 25 日 17 生産第 965 号
P3-(4) 施設の設置計画の策定
- 39) 建築工事監理業務委託共通仕様書

Ⅲ. 施設整備に関わる要求水準

本建設工事における施設整備に関わる要求水準は、以下のとおりである。

Ⅲ. 1. 要求性能

本建設工事の六郷ライスセンターは、下記に示す要求性能を満たすものとする。ただし下記に示すものは基本として示すものであり、同等以上も可とする。これにより難しい場合は協議を行い、本市の承認を得ること。

Ⅲ. 2. 個別要求水準

本項は、本建設工事における六郷ライスセンターの配置、外構、乾燥調製機能、建築物の外装デザイン及び計画の要求水準を取りまとめたものであり、本項の規定を満たすこと。

Ⅲ. 2. (1) 配置計画

- ・敷地に六郷ライスセンター 1 棟及び累積混合乾燥機（丸ビン） 2 基を適正に配置する。
- ・荷受、出荷などの乾燥調製の作業、道路接続状況、風など周囲の環境に配慮した配置とする。
- ・参考図を添付している。

Ⅲ. 2. (2) 造成・外構工事

- ・計画高は、敷地西側に接続している二郷堀井土浜線（若林 772 号）現況高+0.5mとする。
- ・出入口は、敷地の北側から東西方向とし、東側の幅は 7.5m、西側の幅は 7.0mにするほか、水路に 10 t 車の通行に支障がない床版橋を設け、横断する。
- ・敷地の西側及び、南側で水路に接している区間は L 型擁壁の設置を行う。
- ・アスファルト舗装工(再生密粒・t=5 cm)、上層路盤工(M-40・t=15 cm、下層路盤工(RC-40・t=25 cm)とする。
- ・上下水道は、市道二郷堀井土浜線（若林 772 号）（敷地の西側）に敷設されている水道本管及び、汚水柵に接続する。
- ・適切な雨水排水施設を設ける。
- ・電気は、市道二郷堀井土浜線（若林 772 号）（敷地の西側）沿いに敷設された架空配電線より引き込む。
- ・高さ 1,800mm 程度のメッシュフェンスを、敷地外周の境界付近に設置する。
- ・出入口に車止めを設置する。
- ・敷地の東西の出入口に照明灯を 2 箇所設置する。
- ・社の都の環境をつくる条例に基づき、敷地面積の 20%の緑化を行うこと。

- ・参考図を添付している。

Ⅲ. 2. (3) 機械製造請負工事

1) 荷受設備

(a) 荷受ホッパ

- ・メッシュコンテナによる荷受けとする
- ・リターン方式とする。
- ・鋼板製地下ピット型ホッパ式とする。
- ・内部照明付き。
- ・シャッター自動開閉とし、計量操作盤で操作する。

(b) 粗選機

- ・タンク付き。
レベル計付き。
- ・風選装置付き。
埃は集塵庫へ排塵する。
- ・定量供給装置付き（供給量可変）。
- ・2段選別網による選別とする。
- ・選別網には、目詰まり防止のため目詰まり防止板を設けること。

(c) 荷受計量機

- ・ツインスケール方式とする。
- ・全自動実計量実計量方式とする。
- ・自動水分計付き。
- ・ロードセル型 実精度 $\pm 1/1000$ 以上。
- ・計量サンプルの採取可能とする。
- ・計量タンク部上限、排出ホッパ部にレベル計を設けること。
- ・操作室にて操作、計量印字可能とする。

(d) エアコンプレッサ

- ・各設備及び清掃用各所配管を行うこと。

2) 乾燥設備

(a) 累積混合乾燥機（丸ビン）

- ・コルゲート製とし丸型ビンとする。
- ・ビン投入フローコンベアの点検昇降は建屋内部より可能なものとする。

- ・強度を高めるため、棟芯上部より放射状に全周形成を行い、屋根構造体を形成した上で屋根天板を設置すること。
- ・敷地配置、建設高さを考慮し、サイロ直径は8.19mとし、パネル7段構成とする。板厚は、1～2段：1.30mm、3～4段：1.09mm、5～7段：0.86mm以上とする。
- ・ポストは3種構成とし、板厚は、1～2段：2.57mm、3～4段：1.78mm、5～6段：1.42mm、7段：1.09mm以上とする。
- ・分散機、攪拌オーガ、排出オーガ付きとする。
- ・丸ビンからの排出は、定量排出のためバルブ方式とする。
- ・丸ビン操作は主操作盤にて行えること。
- ・投入状況はカラーカメラモニタ付きで主操作盤にて確認出来ること。
- ・上限、下限レベル計付きとする。
- ・温度確認は主操作盤で確認できること。

(b) 同上送風機

- ・安全風量比が確保出来ること。

(c) 同上除湿機

- ・コルゲート製とし丸型ビンとする。
- ・ビン投入フローコンベアの点検昇降は建屋内部より可能とする。
- ・コンピュータ自動コントロールによる常温定湿制御付きとする。
- ・圧縮機は容量制御式とする。
- ・吸気口にネットを取り付けること。

(d) 遠赤外線乾燥機

- ・ムラなく高品質に仕上げるため、貯留層底部は横がけ8層交差造とし、遠赤外線照射は、全粒照射方式とする。
- ・安全装置は、満量センサ、炎センサ、外気温センサ、熱風温センサ、穀温センサ、感震センサ、過電流検出装置、異常高温検出などの機能を有すること。
- ・運転制御方法は、穀温制御、乾燥速度リミット制御、燃焼量自動制御、外気温による補正制御、水分自動検出停止制御の機能を有すること。
- ・乾燥機の排風は、集塵室へ送ること。
- ・荷受けした生粳の乾燥機への投入は、フローコンベアから直接、各乾燥機の貯留層へ張り込むこととする。

(e) 放冷タンク

- ・1基は、丸ビンからの排出調整タンクを兼ね、上限レベル計を設けること。

- ・排出は、自動シャッターとする。
- ・各タンクから集塵をとり、集塵室へ送ること。

(f) オイルタンク

- ・地上型タンクとする。
- ・防油堤設置のこと。

(g) 搬送設備

- ・各搬送機は、それぞれの機械の能力とバランスが取れていること。
- ・昇降機ベルト張り調整は、下部テンションタイプとする。
- ・昇降機下部の形状は、極力残留を少なくする考えからR形状の物とし、テークアップ連動型とする。
- ・昇降機内車は、残粒付着防止型とする。
- ・丸ビン・乾燥機への投入はフローコンベアとする。また、残粒防止のためリターンバケット付きとし、尾部はR形状とする。
- ・切替弁は自動式とする。

3) 糶摺出荷設備

(a) 補助タンク

- ・糶摺機への投入昇降機と糶摺機の間にレベル計付きのタンクを設けること。

(b) 糶摺機

- ・脱ぶ圧力自動制御機能付き。
- ・安定性向上のため、ロール圧制御は空気・油圧併用のエアハイドロ式シリンダーとする。
- ・自動循環・排出切換機能付き。
- ・つまりセンサ付き。
- ・本体・搬送部は極力残粒が残らない構造とする。
- ・メンテナンス性を考慮し、糶摺稼働データ（運転月日、稼働時間、故障履歴）管理機能付きとする。
- ・異物除去機能（タンク網、糶受口マグネットなど）付きとする。
- ・糶殻は糶殻庫へ圧送する。

(c) 石抜機

- ・糶摺機と粒選別機の間に設置すること。
- ・石抜機上部に風選機付きとする。

(d) 粒選別機

- ・替網 1 組合むこと。

(e) 色彩選別機

- ・2 次選別機能を有すること。
- ・イジェクター数は 1 次選・2 次選合わせて 172 以上とする。
- ・モノクロ CCD カメラを有すること。
- ・ガラス選別に近赤外線カメラを有すること。
- ・カメ虫、ヤケ米の選別感度・面積を独立して設定できること。
- ・供給は SUS 製のフラットシュートとする。
- ・色彩選別機を通さないバイパスラインを設けること。
- ・コンプレッサー、エアータンク、集塵装置を有すること。

(f) 製品タンク

- ・レベル計付き。
- ・自動排出シャッター付き。

(g) 個袋フレコン兼用計量機

- ・30kg 紙袋と 1t フレコンの計量ができること。
- ・自動サンプル取出装置・自動サンプルシール機を有すること。
- ・ロードセル型
- ・秤量：70kg、目量：0.02kg とする。

(h) 未熟粒タンク

- ・レベル計付き。
- ・自動排出シャッター付き。

(i) 未熟粒計量機

- ・ロードセル型
- ・秤量：1250kg、目量：0.5kg とする。

(j) 着色粒タンク

- ・レベル計付き。
- ・自動排出シャッター付き。

(k) 着色粒計量機

- ・ロードセル型
- ・秤量：35kg、目量：0.02kg とする。

4) 自主検査設備

(a) テストドライヤ

- ・除湿温風乾燥が可能なこと。
- ・高周波容量式水分計付き。

(b) 自主検査装置

- ・事務処理コンピュータとの通信機能付きとする。

(c) 生粉脱ぶ装置

- ・事務処理コンピュータとの通信機能付きとする。

(d) 水分計

- ・高周波容量式水分計とする。

(e) 事務処理コンピュータ

- ・個人ごとの荷受・自主検データの入力、重量換算、帳票作成等のデータ処理が可能であること。
- ・荷受操作盤および自主検査装置との通信が可能であること。

5) 集塵設備

(a) 集塵ファン

- ・荷受ホッパー用、その他設備用を設置すること。
- ・屋内に設置すること。

(b) エアーガン

- ・配管ともガン接続口を必要数設けること。

(c) 湿式集塵装置

- ・鋼板製水槽式
- ・丸ビン 2 基分の排塵を 1 基の湿式集塵装置で処理すること。

(d) 糶殻庫

- ・ 建屋一体型 2 階式とする。
- ・ 糶殻庫容量は、糶摺 3 日分の容量を確保する。
- ・ 糶殻庫へは、建屋内より点検に入れるようにする。
- ・ 糶殻庫は堆積量が外部より確認できるように窓を設ける。
- ・ 生糶殻取出し用カットゲートを 3ヶ所設ける。

(e) 掃除機

- ・ クリーナ配管一式付とする。
- ・ 配管接続口を必要数設ける。

6) 電気設備

(a) 主操作盤

- ・ グラフィックパネル付き自立型とする。

(b) 送風機操作盤

- ・ 自立型

(c) キュービクル

- ・ 屋内設置とする。

Ⅲ. 2. (4) 建築工事

1) 外装仕上

敷地における状況を踏まえ、基礎は支持杭とし、避雷針を 2 箇所を設置するほか、仕上げは以下のとおりとする。

参考図を添付している。

(a) 屋根：ガルバルウムカラー鋼板 $t=0.5$ 瓦棒葺 @380

(三晃金属 F-40 瓦棒同等品)

下地：高性能フェノールフォーム複合高圧木毛セメント板 $t=40$ (総厚)

アスファルトルーフィング 22kg/巻以上

(b) 軒裏：珪酸カルシウム板 $t=8$ I-EP

(c) 破風・鼻隠：ガルバルウムカラー鋼板 $t=8$ 曲げ加工

- (d) 庇：丸馳折版Ⅱ型 ガルバリウム鋼板 t=8 山高 160
無機質断熱材裏張り t=5.0 (三晃金属同等品)
- (e) 外壁：長尺角波カラー鋼板 t=0.4 (三晃金属 SK リブ同等品)
シーリング石膏ボード t=12.5 裏打ち
- (f) 外部巾木：コンクリート打放し金ゴテ押さえ アクリルリシン吹付
- (g) 外部建具：アルミ製 (カラー)
- (h) 外部建具：電動式スチール製シャッター
- (i) 外部建具：手動式スチール製オーバースライダー (水圧解錠装置付)
- (j) 堅樋：硬質塩ビ製 (既製品) 100 φ
- (k) 堅樋養生管：SGP150 φ SOP 仕上
- (l) 軒樋：大型硬質塩ビ製 (既製品) 伸縮ジョイント仕様
- (m) 水切：ガルバリウム鋼板 t=0.8 曲げ加工
- (n) 雪止め：ステンレス L 型アングル
- (o) 地流し：鉄筋コンクリート造モルタル金ゴテ押さえ
- (p) 防水ガラリ：アルミ製 (開口率 50%)
- (q) ガードパイプ：スチール製 φ 150 H=1,500 SOP 仕上
- (r) エキスパンションジョイント
- (s) 外部照明 (丸型投光機)
建築物の北側に 2 箇所、南側に 2 箇所設置する。

2) 諸室の計画

利用形態	条 件
操作室	<ul style="list-style-type: none"> ・物入には、ハンガー掛パイプ、中棚、天袋及び枕棚を設ける。 【設置工事等】 ・コンセント等は、家具・家電製品の配置を想定し、適切な位置に設置する。 ・台所には、流し台を配置する。 ・流し台は幅 1.2m 以上冷蔵庫スペース、調理スペース等を使い勝手良く配置する。 ・出入口は、大型冷蔵庫・食器戸棚が搬入できる間口とする。 【家具等】 ・流し台の収納スペースは、引き出し、棚板付きとする。 ・流し台の天板は、ステンレスとする。 ・流し台の収納スペース、吊戸棚の扉・引き出しは、面材に汚れが付きにくく耐久性のある材料を用いるとともに、耐震ラッチやソフトクローズ機能等、安全性・機能性への配慮を行う。 ・流し台の流し等は、汚れが付きにくく清掃しやすい材料・器具を用いる。 【設備工事等】 ・IH 調理器具に対応できる設備とする。 ・住宅用火災警報器を設置する。
便所	<ul style="list-style-type: none"> 【設置等】 ・出入口扉は、外開き又は外引き戸とする。 【家具等】 ・トイレトペーパー等収納できる棚板等を設ける。 ・扉の錠前は、内締錠（レバーハンドル、サムターン式空錠等）とする。 ・手摺はL型、樹脂製とする。 【設置工事等】 ・洋式便器（男女兼用）、ウォシュレット装備 1個とする。

Ⅲ. 3. 個別要求水準（電気設備・機械設備）

「Ⅲ. 1. 要求性能」の規定とともに、次の各項の規定による。

- ・「建築設備設計基準」により計算、機器設置等を行う。
- ・グリーン購入法に規定されている機材等は、その適合品を採用する。

Ⅲ. 3. (1) 電気設備

- ・使用するケーブル及び電線は、EMケーブル及びIE電線とする。但し、規格等の定めのないものは、ハロゲン及び鉛を含まない材料で構成されたものとする。

- ・軽量間仕切り内への配線は、配管にて保護する。
- ・合成樹脂管は、P F 管とする。
- ・T E L 受口（ノズルチップ）及びテレビ共聴受口を設けること。なお、電線ケーブルは全てEM仕様とする。
- ・埋込コンセントは、ウォシュレット用、I E 用、電気温水器用、冷蔵庫用、P C 用等を設けること。

Ⅲ. 3. (2) 機械設備（共通事項）

- ・本施設の上下水道、各種負担金の支払いは、本工事に含まない。
- ・排水管は、配管洗浄清掃に配慮した計画とする。
- ・水栓柱は、外構計画に合ったものとする。
- ・室外機等の設置場所については、避難や騒音に配慮する。

Ⅲ. 3. (3) 機械設備

1) 換気設備

- ・操作室に設置するレンジフードは、間口 600mm 以上、風量 2 段切換え、強制排気自然給気型、シャッター付きとする。なお、スイッチは壁付とする。
- ・便所は機械式換気とし、これにより 24 時間換気が可能な構造とする。
- ・24 時間換気方式は第 3 種換気とし、換気量はシックハウス対策に係る関係告示に適合するものとする。
- ・24 時間換気量は法を遵守するものとするが、過大とならないよう、また騒音にも配慮するものとする。
- ・換気量は、以下を標準とする。

室名	換気量	備考
操作室	建築基準法に則る。	フード I 型適合条件を満たすこと。
便所	10 回/h 以上	リモコンから左記換気風量と小風量に切り替えが可能とする。

2) 給水設備

- ・給水管は、ポリエチレン管とする。
- ・各水栓には、必要に応じて水撃緩衝機能を設置する。

3) 給湯設備

- ・給湯管は、ポリエチレン管とする。
- ・給湯器は、電気温水機とする。
- ・給湯器の機器及び屋外露出配管は、十分な凍結対策がなされているものとする。
- ・給湯器リモコンは、操作室に設置し、設置場所で必要な操作ができるものを設置する。

IV. 本建設工事の実施

IV. 1. 業務等の内容

本建設工事で行う業務等の内容について、以下に示す。

1) 共通事項

- (a) 設計・施工工程表の作成
- (b) コスト管理計画書の作成
- (c) 要求性能の確認
- (d) 契約の保証
- (e) 契約保証金
- (f) 資料の貸与及び返却
- (g) 検査等の実施

2) 設計等業務

- (a) 調査 実施設計
- (c) 実施設計図書の作成
- (d) 透視図の作成
- (e) 打合せ及び記録等の作成
- (f) 設計説明書の作成
- (g) 平面計画等の協議
- (h) 申請及び手続き等

3) 建設工事

- (a) 各種保険等
- (b) 建設工事
- (c) 地中障害物の撤去、搬出及び処分
- (d) 申請及び手続き等
- (e) 完成図の作成
- (f) 施設の保全に係る資料の作成
- (g) 完成写真の提出

4) 工事監理業務

実施設計を行った内容について、全ての工事監理を行うこと。

IV. 2. 業務等の進め方

IV. 2. (1) 共通事項

1) 設計・施工工程表の作成

事業者は、実施設計着手前に本市と協議を行い、設計・施工工程表を作成の上、本市に提出し確認を受ける。工程表には以下の内容を記入する。

(a) 設計工程

- ①実施設計（平面計画の協議を含む。）の工程
- ②確認申請または、計画通知申請等、各種申請及び手続き、提出時期及び本市等との調整の工程
- ③透視図等の提出時期

(b) 調査工程

事業者が実施する調査の工程

(c) 施工工程

「造成・外構」、「機械製造請負」、「建築」、「電気設備」及び「機械設備」等、各工事における工程

2) コスト管理計画書の作成

事業者は、実施設計途中、実施設計終了時、工事着手前、工事途中、工事完了時の各段階において、コスト管理計画書を作成し、本市に提出する。なお、工事着手前のコスト管理計画書は、契約書による契約代金内訳書と整合すること。

事業者は、これに基づきコストの適正な管理を行う。また、各段階において実施設計終了時とのコスト比較を行い、工事種目ごとの変動が生じた場合は、その理由を明確にして本市に報告する。

3) 要求性能の確認

(a) 要求水準の確保のための事業者による監理の基本的考え方

事業者は、要求水準書及び事業者の技術提案の内容を満たすため、基本的に以下の対応により、設計等業務及び設計工事の監理を行う。

- ①設計時における、設計図及び計算書の確認
- ②各部位の施工前における、施工計画及び品質管理計画の確認
- ③各部位における、実施設計に基づいた施工の確認

(b) 要求性能確認計画書の作成及び提出

事業者は、前記(a)を踏まえ、要求性能確認計画書を本市と協議の上で作成し、本市に提出する。

なお、内容は「機械製造請負」、「建築（外構を含む。）」、「構造」及び「設備」に区分し、さらに設備は、「電気設備」、「機械設備」に区分する。

また、業務の進捗に合わせて要求性能確認計画書の内容を変更する場合は、本市と事前に協議し、確認された内容を速やかに本市に提出する。

(c) 要求性能の検証方法

事業者は、要求性能確認計画書に基づき各業務を監理し、要求水準を満たしていることを確認する。

4) 工事監理業務

事業者は各適用基準類の定めるところにより、設計業務の検査、施工の検査、工事検査、技術検査、監理業務の検査等の本市が実施する検査（以下「検査等」という。）を受ける。

また、事業者は本市の検査等の実施にあたり必要な資機材及び労務等の提供に協力する。

IV. 2. (2) 設計等業務

設計等業務は、要求水準書、設計・施工工程表等に基づき、以下の業務を実施する。

1) 調査

事業者は、「I. 3. (1) 設計等業務」において、事業者が実施した調査についての成果品を本市に提出する。提出時期については、実施する調査内容に応じて本市と協議する。

(a) 原図 各1部

(b) 電子媒体（CD-R）各3部

2) 設計

業務は「建設省告示 告示15号」によるとともに、以下に定める設計業務を行うこと。なお、本建設工事の設計業務の工程は、本市と協議し承諾を得た後、確定すること。

また、建設工事着工に先立ち、関連する設計業務を完了すること。

事業者は、本要求水準書及び「建築設計業務委託共通仕様書」に基づき業務を行うものとし、特に以下の点にも留意すること。

- ・設計業務の責任者を配置し、組織体制と合わせて設計着手前に、本市に通知する。
- ・設計着手前に必要に応じて、現地確認等の事前調査を行ったうえで、詳細工程表を含む設計計画書を作成し、本市に提出して承認を得ること。
- ・実施設計は、工事の実施に向けて工事費内訳明細書を作成するために、十分な内容とする。また、建設工事着手後に実施設計書の変更を行う場合は、関連する書類の変更も行うこと。

3) 設計図書の作成

(a) 設計図書の作成

設計図書は、「設計図書作成基準」により、作成すること。

(b) 設計に係る資料の提出

図面その他の設計に係る資料は、「建築設計業務委託共通仕様書」及び「設計図書作成基準」に基づき、本市に提出すること。

(c) 設計図書の提出

提出すべき設計図書は、「建築設計業務委託共通仕様書」及び「設計図書作成基準」に基づき、本市の承諾を受けた後、提出すること。

(d) 面積表の提出

各設計段階において、各室等の面積及び各階の合計面積を面積表にまとめ、面積算出資料とともに本市に提出する。なお、面積算出は、「建築基準法」及び「公営住宅法」に基づいた2種類の方法にて行う。

4) 透視図の作成

事業者は、実施設計段階で計画通知を提出する前に、隣接する建物を含む外観透視図1カットを作成し、以下により提出する。

(a) 色彩A2判（アルミ額付）1部

(b) 画像データ（CD-R）1部

5) 打合せ及び記録等の作成

事業者は、本市と協議を行ったときは、その内容について、その都度書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認する。

6) 設計説明書の作成

事業者は、実施設計の着手時に、業務要求水準書、提案した業務水準を満たすための条件を整理し、設計に反映させるため、本工事の設計説明書を作成し、本市に確認を受ける。

7) 平面計画等の協議

事業者は、適宜、平面計画等について本市と協議し、確認を受ける。

8) 申請及び手続き等

- (a) 事業者は、工事の着工に必要な関係機関との一切の協議、申請及び手続き等を行う。
- (b) 申請及び手続き等で関係官庁等に提出した書類の写しを製本し、着工時に本市に2部提出する。
- (c) 公共建築設計者情報システム（PUBDIS）の登録事業者は、建設工事に着手するまでに公共建築設計者情報システム（PUBDIS）への登録を行う。なお、登録に先立ち本市の確認を受けるとともに、登録に際して（社）公共建築協会が発行する「業務カルテ受領書」の写しを本市に提出する。

IV. 2. (3) 工事監理業務

工事監理者は、「建築工事監理業務委託共通仕様書」及び本市の「監督業務分担表（建築工事編・設備工事編）」、設計・施工工程表に基づき、工事監理業務を行う。工事監理業務の着手時期などについては、本市と協議のうえを確認する。

業務の主な内容は、以下のとおりとする。

- 1) 本事業の要求水準に基づき、作成した設計図書の設計意図を正確に伝えるため、工事期間中の工事に対する助言、施工計画書や施工図を確認する。
- 2) 以下に、本市が要求水準をもとに、設計の意図伝達のために必要と考えるポイントを掲げる。その他、事業者の技術提案に応じて必要となる意図伝達も実施する。
 - (a) コンクリート等使用材料の品質管理に関すること
 - (b) 外装仕上に関すること
 - (c) 内装仕上げに関すること
 - (d) 内部・外部の建具に関すること
 - (e) 設備機器の所要機能・性能に関すること
 - (f) 総合的な色彩計画に関すること
 - (g) 環境負荷低減技術に関すること
 - (h) 外構計画に関すること
- 3) 設計意図の伝達のためには、必要に応じて設計図書を補完する資料を作成する。但し、契約変更が必要な設計変更を伴うものは除くものとする。
- 4) 施工中の現場発生事項に対して、設計段階での検討項目と照らし合わせ、設計意図を実現するための助言や必要に応じてそれを補完する資料作成を行う。
- 5) 施工期間中に実施される現場定例会議、住民説明会等に参加し、必要に応じて技術的な助言を行う。

- 6) 設計図書について、施工者側から出される質疑についての説明や調整を行う。
- 7) 事業者は、意図伝達業務に関して本市と協議を行ったときは、その内容について、その都度書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認する。
- 8) 上記1) から7) に関する報告書及び「建設工事監理業務委託共通仕様書」に基づく、業務報告書を年度毎に本市に提出する。
 - (a) A4判 2部
 - (b) 電子媒体（CD-R（PDF版））2部

IV. 2. (4) 建設工事

事業者は、本建設工事の設計書が要求水準に基づき作成した設計図書及び施工工程表等により、業務を実施すること。

1) 保険等

- ・ 工事目的物及び工事用資材を火災保険等に付する。
- ・ 住宅瑕疵担保履行法の適用を受けるが、保険料については本工事に含まず、事業者が別途対応する。

2) 建設工事

- ・ 事業者は、仙台市営繕工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）に基づき工事を行うものとし、特に以下の点に留意すること。
- ・ 工事用の上下水道、ガス、電気、通信等に要する一切の費用は請負業者の負担とする。
- ・ 事業者は関連法令を遵守し、関連要綱、各種基準等を参照して適切な工事計画を策定し、本市の承認を得ること。
- ・ 工事に必要な各種申請等の手続きを事業スケジュールに支障がないように実施する。また、必要に応じ各種許認可等の書類の写しを本市に提出すること。
- ・ 近隣への騒音・振動については極力配慮し、必要に応じて周辺家屋影響調査を行うこと。また、調査の結果必要となった周辺家屋対策工事は、施工者の責において、速やかに行うこと。
- ・ 本市が要請したときは、工事施工の事前説明及び事後報告を行うこと。また、本市は、工事現場での施工状況の確認を行うことができる。
- ・ 施工者は、定期的に本市から工事施工、工事監理の状況の確認を受けること。
- ・ 施工者は、工事完成時には施工記録を準備して、現場で本市の確認を受けること。
- ・ 完了検査は、引渡しに影響のないよう計画的に実施すること。
- ・ 完了検査後、設計・施工工程表、実施設計書及び変更契約のある場合は、それに基づいた変更設計書により実施するものとする。
 - (a) 出来高予定曲線を記入した実施工程表を作成し、本市に提出すること。

- (b) 建設工事の出来高を算出し、その出来高による進捗状況報告書を工事期間中に毎月本市に提出する。また、実施工程表に掲載された出来高予定との変動が 5%を超える状況が生じた場合は、その理由を明確にして本市に報告すること。
- (c) 前記 (b) の区分毎に月間工程表を作成し、前月末日までに本市に提出すること。
- (d) 事業者は設計及び建設工事において、材料の色、柄、表面形状等の詳細に係る内容については、事前に本市にその内容を提示し、確認を得ること。

3) 地中障害物の撤去、搬出及び処分

- (a) 事業者は、地中障害物について、その撤去・搬出及び処分を行うものとする。
- (b) 予見できない地中障害物が発見された場合、事業者は、その撤去・搬出及び処分については、本市と協議を行うものとする。

4) 申請及び手続き等

- (a) 工事の完了及び供用開始に必要な一切の申請及び手続きを行うこと。
- (b) 申請及び手続きに関して提出したものは、写しを保存し、各建物引渡し時に速やかに本市に製本して提出すること。正・副本の扱いについては本市の指示による。

5) 完成図書の作成

完成図書は、建設工事完成時における工事目的物たる建築物の状態を、明確かつ正確に表現したものとして以下により作成し、建物引渡し時に速やかに本市に提出すること。

- (a) 完成図は、以下の①から④に掲げる内容を含むものとする。ただし、施設の設計内容に応じ、追加する必要がある図等が生じる場合があるため、その作成にあたっては本市と協議する。

①造成

計画平面図、造成縦断図、造成横断図、舗装平面図、舗装断面図、給排水平面図、給排水敷設図、床版橋構造図、床版橋配筋図、緑地平面図、植栽配置図、各種構造図、各種施工図、施工計画書、その他必要と思われる図書等

②機械製造請負（累積乾燥機、集塵装置、オイルタンクを含む）

フローシート、機械一覧表、機械配置図、機械立面図、屋根伏図、平面図、立面図、断面図、短計図、杭伏図、基礎伏図、構造図、各種施工図、施工計画書、その他必要と思われる図書等

③建築

概要書/案内図/配置図/各階平面図/立面図/断面図/仕上表/面積表/矩計図/詳細図/天井伏図/建具/各種施工図/施工計画書、その他必要と思われる図書等

④構造

特記図/伏図/杭図/軸組図/断面図/構造躯体施工図、その他必要と思われる図書

等

⑤電気設備

各階の各種配線図及び文字・図示記号/分電盤・動力制御盤・配電盤等の単線接続図/各種系統図/機器配置図/各種構内線路図/主要機器一覧表、その他必要と思われる図書等

⑥機械設備（衛生設備・換気設備）

主要機器一覧表/衛生器具一覧表/各種系統図/各種平面図（各階）/便所詳細図/屋外配管図、その他必要と思われる図書等

(b) 完成図の提出部数は、以下のとおりとする。

①第2原図 A3判 2部

②陽面焼付製本 A1判 4部、A3判 4部

③電子媒体（CD-R（CADソフト））3部、（CD-R（PDF版））3部

④施工図の製本 1部

⑤施工図の電子媒体（CD-R）1部

⑥平面図（設備込み）A3判マイラー 各3部

⑦同上電子媒体（CD-R）2部

6) 施設の保全に係る資料の作成

(a) 標準仕様書に示す、建築物等の保守に関する説明書として、「施設保全マニュアル作成要綱（平成17年度版）」により、施設保全マニュアルを作成すること。

要綱は、以下のURLよりダウンロードすることができる。

<http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun/hozenmanyuaruyouryou.pdf>

(b) 保全に係る資料の提出部数は、以下のとおりとする。

①ファイル綴じ A4判 各5部

②電子媒体（CD-R）各2部

7) 完成写真の提出

(a) 施工者は、完成写真を撮影し、建物引渡し後速やかに本市に提出する。

(b) 完成写真の仕様及び提出部数は、以下のとおりとする。

①カラー写真 20カット

②製本アルバム（金文字製本、工事概要、説明付）3冊

③画像データ（CD-R）3部

④撮影箇所については、本市と協議する。

IV. 3. 工事に関する事項等

IV. 3. (1) 施工時間について

夜間、日曜日及び「国民の祝日に関する法律」(昭和 23 年法律 第 178 号) に規定する休日に工事を行おうとする場合は、本市と事前に協議する。

IV. 3. (2) 発生材の再資源化等

1) 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成 12 年 5 月 31 日法律 第 104 号) に基づき、分別解体等及び特定建設資材の再資源化等を実施した場合、分別解体・再資源化の完了時に、以下の事項を書面にて本市に報告すること。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

また、建設業務及び解体撤去業務にあたっては、「建築工事における建設副産物管理マニュアル」の「3 施工編」に従い、副産物の適切な処置に努める。

2) 建設工事において、以下の内容を含む工事を行う場合は、「建設副産物情報交換システム」(財団法人 日本建設情報総合センター(建設副産物情報センター))を活用し、総合施工計画作成時、工事完了時及び登録情報に変更が生じた時点で、速やかに当該システムにデータ入力を行い、その結果を本市に報告する。また、同システムにより、工事着手時に再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を、工事完了時に同計画書の実施報告書(書式は同一)を作成し、本市に提供する。

- (a) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥を搬出する工事
- (b) 対象地域で、コンクリート再生材、アスファルト・コンクリート再生材の使用がある工事

なお、建設副産物情報交換システムの運用主体は、建設副産物情報センターである。

(Tel 03-3505-2661、URL <http://www.recycle.jacic.or.jp/>)

3) 「建設リサイクルガイドライン」に基づき、工事着手時に再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を、また、工事完了時に同計画書の実施報告書(書式は同一)を本市に提出するものとする。

IV. 3. (3) 施工中の安全確保及び環境保全について

1) 関係法令等によるほか、「建設工事公衆災害防止対策要綱」及び「建設副産物適正処理推進要綱」に従い、工事の施工に伴う災害の防止及び環境の保全に努める。また、工事に伴い発生する廃棄物は選別等を行い、リサイクル等再資源化に努める。

- 2) 施工中の安全確保に関しては、「建築工事安全施工技術指針」に従い、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、災害及び事故の防止に努める。
- 3) 気象予報又は警報等について、常に注意を払い、災害の予防に努める。
- 4) 工事の施工にあたっては、工事箇所並びにその周辺にある地上及び地価の既存構造物・既設配管等に対して、支障をきたさないような施工方法等を定める。
- 5) 火気の使用や溶接作業等を行う場合は、火気の取り扱いに十分注意するとともに、適切な消火設備、防災シート等を設けるなど、火災の防止処置を講ずる。
- 6) 工事施工の各段階において、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の影響が生じないように、周辺環境の保全に努める。
- 7) 仕上塗材、塗料、シーリング材、接着剤、その他の化学製品の取扱いにあたっては、当該製品の製造所が作成した製品安全データシート（MSDS）を常備し、記載内容の周知徹底を図り、作業の健康、安全の確保及び環境保全に努める。
- 8) 建設事業及び建設業のイメージアップのために、作業環境の改善、作業現場の美化等に努める。

IV. 3. (4) 安全対策等について

- 1) 工事材料及び土砂等の搬送計画並びに通行経路の選定、その他車両の通行に関する事項について、関係機関と十分協議の上、交通安全管理を行う。
- 2) 通行者及び一般車両はもとより、高齢者、障害者等への危険防止や安全性の確保について、十分な対策を講ずる。
- 3) 既存部分に汚水又は損傷を与える恐れのある場合は、養生を行う。また、万一損傷等を与えた場合は、事業者の責任において速やかに修復等の処置を行う。
- 4) 枠組足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」（厚生労働省 平成15年4月）により、設置については同ガイドラインに基づき、働きやすい安心感のある足場とし、二段手すりと幅木を有する部材があらかじめ備えられた手すり先行専用足場型とするほか、または改善措置機材を用いて、手すり先行専用足場と同等の機能を確保するものとする。

IV. 3. (5) 災害時の安全確保について

災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保を優先するとともに、二次災害の防止に努め、その経緯を本市に報告する。

IV. 3. (6) 技能士について

各工事種目において、積極的に技能士の活用を図ること。

工事種目	技能検定職種	技能検定作業
木工事	建築大工	大工工業作業
屋根及び樋工事	建築板金	内外装板金作業
	スレート施工	スレート工事作業
建具工事	サッシ施工	ビル用サッシ施工作業
	ガラス施工	ガラス工事作業
内装工事	内装仕上施工	プラスチック系床仕上工事作業 カーペット系床仕上作業 ボード仕上工事作業
	表装	壁装作業
排水工事	配管	建築配管作業
配管工事	配管	設備配管作業

IV. 3. (7) セメント及びセメント系固化材を使用した改良土について

- 1) セメント及びセメント系固化材を使用した、地盤改良及び改良土を再利用する場合は、六価クロム溶出試験を行い、その結果について本市に報告する。
- 2) セメント及びセメント系固化材とは、セメントを含有成分とする固化材で、普通ポルトランドセメント、高炉セメント、セメント系固化材、石灰系固化材をいい、これに添加物を加えたものを含める。
- 3) 六価クロム溶出試験は、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」により実施し、土壤環境基準を超えないことを確認する。要領は以下よりダウンロードすることができる。

http://www.kkr.mlit.go.jp/plan/hikkei_kouji/pdf/doboku/26.pdf

IV. 3. (8) 材料の品質等について

本作業に使用する材料は、業務要求水準書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、JIS 及び JAS マーク表示のない材料及びその製造業者等は、次の 1) から 6) の事項を満たすものとする。

- 1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。
- 2) 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。
- 3) 安定的な供給が可能であること。
- 4) 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。
- 5) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
- 6) 販売、保守等の営業体制が整えられていること。

なお、これらの材料を使用する場合は、設計図書に定める品質及び性能を有することの

証明となる資料、又は外部機関が発行する資料等の写しを監督職員に提出して承諾を受けるものとする。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りではない。

IV. 3. (9) ホルムアルデヒド等の VOC 対策について

1) 使用材料等

本事業の建物内部に使用する材料等は、原則として、以下に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の (a) から (e) を満たすものとする。

- (a) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂版、仕上塗材及び壁紙は、ホルムアルデヒドを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。
- (b) 保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。
- (c) 接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。
- (d) 塗料は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。
- (e) (a)、(c) 及び (d) の材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。

ホルムアルデヒド放散量の規制対象外に該当する材料

- ①JIS 及び JAS の F☆☆☆☆規格品
- ②建築基準法施行令 第 20 条の 5 第 4 項による国土交通大臣認定品
- ③以下の表示のある JAS 規格品
 - ・非ホルムアルデヒド系接着剤使用
 - ・接着剤等不使用
 - ・非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散
 - ・ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用
 - ・非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料使用
 - ・非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用

2) 施工中の安全管理

接着剤及び塗料の塗布にあたっては、使用方法及び塗布量を十分に管理し、適切な乾燥時間をとるものとする。また、施工時、施工後の通風、換気を十分行い、室内に拡散した化学物質等を室外に放出させる。

3) 室内空気中の化学物質の濃度測定

本工事の引渡前に室内空気中の化学物質の濃度測定を行い、測定結果を本市に報告すること。測定はパッシブ型採取機器により行い、測定方法は「パッシブ型採取機器による『室内空気中の化学物質の濃度』の測定方法」による。

IV. 3. (10) 公共事業労務費調査に対する協力について

- 1) 施工者は、公共事業労務費調査の調査票等に必要事項を正確に記入し提出する等、必要な協力を行わなければならない。
- 2) 調査票等を提出した当該工事に関わる事業所を、本市が事後に訪問して行う調査・指導の対象となった場合、建設企業はその実施に協力しなければならない。
- 3) 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に、正確な調査票等の提出が行えるよう、施工者は、労働基準法等に従って就業規則を作成するとともに、賃金台帳を調整・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかなければならない。
- 4) 施工者が当該建設工事の一部について、下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が上記の1) から3) と同等の義務を負う旨を定めなければならない。

IV. 3. (11) 工事实績情報の登録

- 1) 施工者は、工事实績情報として「工事カルテ」を作成のうえ本市に提出し、確認を受けなければならない。
- 2) 確認を受けた後に、(財)日本建設情報総合センターにデータにより提出するとともに、(財)日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」の写しを本市に提出し、登録結果を報告するものとする。
- 3) 登録内容を訂正する必要がある場合も、同様の手順により訂正を行うものとする。

IV. 3. (12) 「建設工事事務データベース」への登録

工事施工において、事故等（人身、毀損、公害、火災）が発生した場合、速やかに監督職員の指示により、(社)全国土木施工管理技士会連合会（SAS センター）への事故報告の登録を行う。

IV. 3. (13) 施工体制台帳に係る書類について

「建設業法」(昭和24年法律 第100号)に基づく施工体制台帳に係る書類及び施工体制図を作成する場合は、以下の事項を追加する。

- 1) 「建設業法」第24条の7第1項及び「建設業法施工規則」第14条の2に掲げる事項

- 2) 安全衛生責任者名、安全衛生推進者名、雇用管理責任者名
- 3) 監理技術者、主任技術者（下請負人を含む。）の顔写真
- 4) 一次下請負人となる警備会社がある場合は、その商号又は名称、現場責任者名及び工期

IV. 3. (14) 施工体制の点検

「公共工事の入札及び契約の適正化の推進に関する法律」（平成 12 年 11 月 27 日法律第 127 号）第 13 条 2 より、本市から施工体制について点検を求めることができる。

IV. 3. (15) 労働福祉の改善等について

建設労働者の確保を図ること並びに労働災害の防止、適正な賃金の確保、退職金制度及び各種保険制度への加入等、労働福祉の改善に努める。

IV. 3. (16) 建設業退職金共済制度について

- 1) 施工者は、自ら雇用する建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付する。
- 2) 施工者が下請契約を締結する際は下請業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し、下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙をあわせて購入して現物により交付する。又は建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び貼付を促進させる。
- 3) 施工者は、建退共制度の発注者用掛金収納書（以下「収納書」という。）を工事契約締結後 1 か月以内に本市に提出する。なお、工事契約締結当初は工場制作の段階であるため、建退共制度の対象労働者を雇用しないこと等の理由により、期限内に当該工事に関わる収納書を提出できない事情がある場合においては、あらかじめその理由及び共済証紙の購入予定時期を書面により申し出ること。
- 4) 施工者は、3) の申出を行った場合、請負代金額の増額変更があった場合において、共済証紙を追加購入した時は、当該共済証紙に係る収納書を工事完成までに提出すること。なお、3) の申出を行った場合又は請負代金額の増額変更があった場合において、共済証紙を追加購入しなかったときは、その理由を書面により申し出ること。
- 5) 本市は、共済証紙の購入状況を把握するため、必要があると認められるときは、共済証紙の受払い簿、その他関係資料の提出を求めることがある。
- 6) 下請業者の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合は、事業者が建退共制度への加入手続き、共済証紙の共済手帳への貼付等の事務の処理を委託する方法もあるので、事業者はできる限り下請業者の事務の受託に努める。
- 7) 建退共制度に加入せず、又は共済証紙の購入若しくは貼付が不十分な建設業者については、指名等において考慮することがある。

IV. 3. (17) ダンプトラック等による過積載等の防止について

- 1) 積載重量制限を超過して工事用資材・土砂等を積み込まず、また積み込ませない。
- 2) 過積載を行っている資材納入業者から資材を購入しない。
- 3) 資材等の過積載を防止するため、建設発生土の処理及び骨材等の購入等に当たっては、下請業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにする。
- 4) さし枠装着車、物品積載装置の不正改造をしたダンプカー及び「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（昭和 42 年法律 131 号。以下「ダンプカー規制法」という。）の表示番号の不表示車等に工事用資材・土砂等を積み込まず、また積み込ませない。並びに工事現場に出入りすることのないようにする。
- 5) 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにする。
- 6) 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずる。
- 7) 「ダンプカー規制法」の目的に鑑み、第 12 条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進する。
- 8) 下請契約の相手方、又は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠ける者、又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除する。
- 9) 1) から 8) について下請負人に指導する。

IV. 3. (18) 低騒音型・低振動型建設機械の使用について

本建設工事においては、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成 9 年 7 月 31 日付 建設省告示 第 1536 号 最終改正 平成 13 年 4 月 9 日付 国土交通省告示 第 487 号）に基づき、国土交通大臣が形式指定を行った低騒音型・低振動型建設機械を使用するものとする。ただし、これにより難しい場合は、本市と協議の上、必要書類を提出するものとする。

また低騒音型建設機械を使用する場合、施工者の現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、本市に提出するものとする。

IV. 3. (19) 排出ガス対策型建設機械の使用について

本建設工事において、以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成 3 年 10 月 8 日付 建設省経機発 第 249 号 最終改正 平成 14 年 4 月 1 日付 国総施 第 225 号）」に基づき、指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成 7 年建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施さ

れた民間開発建設技術の技術審査・証明事業により評価された、排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。ただし、これにより難しい場合は、本市と協議するものとする。

排出ガス対策型建設機械、又は排ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、施工者の現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、本市に提出するものとする。

種 類	備 考
・バックホウ	ディーゼルエンジン (出力7.5kw以上、260kw以下) を搭載したものに限り。
・トラクタショベル(車輪式)	
・ブルドーザ	
・発動発電機(可搬式、溶接兼用機を含む。)	
・空気圧縮機(可搬式)	
・油圧ユニット(基礎工事用機械で独立したもの。)	
・ローラ類(ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ)	
・ホイールクレーン	

IV. 3. (20) 環境物品等の調達について

- 1) 建設工事等に用いる資機材等は、「グリーン購入法」に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(平成18年2月28日閣議決定。以下「基本方針」という。)の特定調達品目を優先的に使用するものとし、国土交通省における「環境物品等の調達の推進を図るための方針(調達方針)」を目安に、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努める。ただし、要求水準中で示されたものは除く。
- 2) 製材等(製材、集成材、合板、又は単板積層材)又は再生木質ボード(パーティクルボード、繊維板、又は木質セメント板)については、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律 第100号)第6条 第1項に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(平成18年2月28日閣議決定。以下「基本方針」という。)の製材等又は再生木質ボードの判断の基準に従い、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、接続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」(以下「ガイドライン」という。)に準拠した証明書(ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木については、4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が、4月1日より前に契約を締結していることを記載した証明書でも良いこととされている。)を本市に提出する。なお、これにより難しい場合は、本市と協議するものとする。
- 3) 断熱材は、オゾン層を破壊する物質が使用されていない物を使用する。
- 4) 基本方針及びガイドライン等は、以下のURLよりダウンロードすることができる。
 - ・基本方針

<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/archive/bp/h18bp.pdf>

・ガイドライン

<http://www.rinya.maff.go.jp/policy2/ihou/gaidorain.pdf>

・調達方針

<http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha06/00/000623/01.pdf>

IV. 3. (21) その他

- 1) 「建設リサイクル法」に定める規模の「対象建設工事」に該当しない場合においても、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施にあたっては、建設リサイクル法に準じ、適正な措置を講ずる。
- 2) 建設労働者の福祉向上及び企業経営の安定のため、法定外労災制度の加入について配慮する。
- 3) 建設労働者の確保及び適正な労賃の維持等による労働条件の改善を図るとともに、労働災害の防止に特段の注意を払うよう努める。
- 4) 建設工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システムの合理化指針」において、明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果たすとともに、適正な契約の締結、代金支払等の適正化（請負代金の支払いをできる限り早くすること、できる限り現金支払とすること及び手形で支払う場合、手形期間は120日以内でできる限り短い期間とすること等）、適正な施工体制の確立、建設労働者の雇用条件等の改善等に努めること。
- 5) 「建築業法」第26条の規定により、事業現場ごとに設置しなければならない専任の主任技術者、又は専任の監理技術者については、適切な資格、技術力等を有する者（工事現場に常駐して、専らその職務に従事する者で、請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものに限る。）を配置する。
- 6) 施工者が事業現場ごとに設置しなければならない専任の監理技術者のうち、当該事業工事に係る建設業が指定建設業である場合の監理技術者は、「建設業法」第15条第2号イに該当する者、又は同号ハの規定により、国土交通大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者で、監理技術者資格者証の交付を受けている者を配置する。この場合において、本市から請求があったときは、資格者証及び講習修了証を提示する。なお、「これに準ずる者」とは「平成16年2月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者」及び「平成16年2月29日以前に監理技術者講習を受けた者であって、平成16年3月1日以後に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者」をいう。
- 7) 工事に先立ち、作業員名簿を本市に提出する。また、作業員には市が認めた腕章等を着用させる。

- 8) 「建設業法」等に抵触する行為は行わない。
- 9) 材料、撤去材及び建設機械の搬出入、作業員の出入口、作業場所及び材料置場は、本市に承諾を受けること。
- 10) 騒音、振動、塵埃等が予想される工事等、執務に支障のある作業は、事前に監督職員と協議する。
- 11) はつり作業等においては、事前に既設埋設配管・配線の状況を調査し、損傷を与えないように十分注意する。なお、消火設備が設けられている付近で改修工事（特にはつり作業等）を行う場合は、誤作動防止及び安全対策のため、当該消火設備に関する資格を有する消防設備士及び消防設備点検資格者を立ち合わせる。
- 12) 施工者は、工事施工において自ら立案実施した創意工夫や技術に関する項目、又は地域社会への貢献として評価できる項目について、工事完了時まで所定の様式により提出することができる。
- 13) 施工者は、監理技術者、主任技術者（下請負を含む。）及び元請負の専門技術者（専任している場合に限る。）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用させるものとする。
- 14) 本建設工事の施工にあたっては、「建設工事における建設副産物管理マニュアル」を参考に適切な処理に努めるものとする。
- 15) 施工者は、発注者から「労働安全衛生法」（昭和47年法律 57号）第30条 第2項の規定に基づく特定元方事業者として指名された場合、関連工事における労働災害の防止に努めるものとする。また、特定元方事業者に指名されない建設業者は、特定元方事業者に対し、作業間の連絡・調整等において協力すること。本建設工事に係る施工図及び施工計画書の著作権の権利は、当該建物における使用に限り発注者に移譲するものとする。提出部数は、施工図の原図及びその陽画複写図（1部）とする。ただし、制作図等で原則として提出が出来ないものは、原図に代わるものとしてよい。設備機器の位置、取り合い等が検討できる施工図を提出して、監督職員の承諾を受ける。施工図及び施工計画書として、次のものを提出する。
 - ・鉄筋配筋図（納まり図含む）、コンクリート躯体図、機器制作図一式、制御システム図一式、試験成績書一式、機器・配管固定の施工図一式